りあん訪問介護事業所
指定訪問介護・総合事業介護予防訪問介護相当サービス事業所運営規程

（事業の目的）

第１条　株式会社 ＴＳが開設する、りあん訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護・総合事業介護予防訪問介護相当サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護サービスを提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の従業者は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

１　名　　称　りあん訪問介護事業所
２　所　在　地　富山県氷見市幸町35-43
３　管理責任者　髙橋　由美子

（従業者の職種、員数、及び職務内容、利用定員）

第４条　事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

１　管理者　　１名　（サービス提供責任者と兼務）
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、事業所の円滑な運営に努める。
また、事業所内外の事務業務も担当するものとする。

２　サービス提供責任者 １名　（管理者と兼務）
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
事業所の定員は、原則として利用者４０人ごとにサービス提供責任者を１人以上配置とする。

３　訪問介護員等　　常勤換算２．５名以上（サービス提供責任者を含む。）
訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

１　営業日 月曜日から日曜日まで及び、祝日とする。
１２月３０日から１月３日までを除く。（暦によって変動あり）
ただし、管理者の定める日はこの限りではない。

２　事業所営業時間
午前８時００分～午後５時００分
会社営業時間　午前８時００分～午後５時００分まで。

（指定訪問介護の提供方法、内容及び利用料その他費用の額）

第６条　指定訪問介護の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスである時は、市町村から発行される介護保険負担割合証に記載された割合分の相当額とする。

一　身体介護　食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、着替え介助、体位交換、見守り的援助等。
二　生活援助　食事の支度、洗濯、掃除、買い物、服薬の確認等。

2　利用料金の額は次の通りとする。
一　利用料金は、別途料金表にて案内をする。
二　通常の事業の実施区域を越えて訪問を行う場合は、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算として、基本月額に５％加算する。

（訪問介護計画【個別サービス計画書】の作成）
第７条　事業所のサービス提供責任者は、ケアマネージャーが作成する「居宅サービス計画書（ケアプラン）」に基づき、利用者の具体的な支援内容や目標を定めた訪問介護計画書を作成しなければならない。
2　事業所のサービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
3　事業所のサービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。
4　訪問介護従業者は、それぞれの利用者について、訪問介護計画に沿ったサービスの実施状況の記録を行う。

（通常の事業の実施地域）
第８条　通常の事業の実施地域は、氷見市、高岡市とする。

（緊急時等における対応方法）
第９条　訪問介護従業者は、利用者が訪問介護の実施中に病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は事業所連携医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に連絡しなければならない。

（事故発生時の対応方法）
第１０条　事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また、その際に講じた処置の内容を記録しなければならない。
2　事業者は、利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（苦情処理）
第１１条　事業者は、提供した訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するするために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
2　事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録しなければならない。
3　事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、または当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
4　事業者は、市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5　事業者は、提供した訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和３３年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第１項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

6　事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（サービス提供の記録）

第１２条　事業者は、訪問介護を提供した際には提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１３条　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

1　虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の使用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。

2　虐待の防止のための指針を整備する。

3　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

4　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

5　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（個人情報の保護）

第１４条　事業所での個人情報の取り扱いについては下記の通りとする。

1　個人の情報の収集にあたっては、目的を明確にし、必要最小限度の範囲とする。

2　個人情報は適正かつ公正な手段により収集する。

3　事業者が保有する個人情報はその目的以外のために利用しません。ただし本人の同意がある時や、個人の生命、身体、財産の保護のため緊急の措置を要する時、法令に基づき官公庁等から依頼があった時は除く。

4　事業所の長は個人情報の保護のため、情報の漏洩や改ざんの防止、情報記録の破損・紛失防止、不要となった際の速やかな破棄について適正な措置を講じものとする。

5　本人の求めに応じてサービス提供記録を開示する。

6　「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守する。

（その他運営に関する重要事項）

第１５条　事業者は、従業者の質的向上を図る為の研修の機会を次の通り設けるものとし、又、業務体制を整備する。

一　採用時研修　採用後３ヶ月以内

二　継続研修　　年２回

2　従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持する。

3　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4　この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社ＴＳと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規定は令和８年６月１日から施行する。